平成２６年（フ）第８６号
滋賀県高島市新旭町熊野本１丁目11番地20
債務者　釘宮亜都輝
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０８号
大津市坂本２丁目３番28号　ヴェルドミール102号
債務者　下田　明美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
滋賀県高島市新旭町熊野本１丁目７番地１サープラスおおみ205号
債務者　山脇　　健
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３０号
大津市本宮２丁目２番31号　パルシティ大津311号室、前住所大阪市東成区中本３丁目15番８―404号
債務者　大島　成一
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目20番21号、旧住所鳥取県鳥取市徳尾68番地１　県住19号
債務者　村口奈津子（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１号
鳥取県米子市西福原８丁目11番17号、前住所鳥取県米子市新開７丁目７番39号
債務者　古賀野　博
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２８２号
広島市中区舟入川口町12番23―602号、申立時の住所広島市安佐南区西原４丁目39番14―111号
債務者　亀田　知枝
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９５号
広島県東広島市西条町御薗宇5288番地１　ロンディネＢ108号
債務者　松尾千賀子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３００号
広島市西区山手町23番２―105号
債務者　仏明　裕司
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０１号
広島市西区山手町23番２―105号
債務者　仏明　真弓
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５４号
広島市安佐北区亀崎３丁目４番77―1005号
債務者　田中　璃菜
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
広島県尾道市瀬戸田町沢90番地
債務者　林　　久美
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第４９号
山口県下関市大字吉田1063番地20
債務者　細川　博已
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第６号
高知県安芸郡奈半利町乙1715番地１
債務者　新井　勝也
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第８号
高知県安芸市赤野乙1911番地
債務者　山本さなえ
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第９号
高知県安芸市本町１丁目11番13号　吉野ビル201
債務者　小松　真人
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
福岡県田川市大字伊田2677番地１　鎮西団地153号
債務者　白坂　裕樹
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所田川支部